

新型コロナウイルス感染症対策

特例資金

申込期間を
令和4年3月31日(木)まで
延長しました

限度額・据置期間を
拡充しました

※資金種類：経営安定運転特例資金／経営安定運転特例小口資金

◆限度額

1,200万円

※現在、経営安定運転特例資金・経営安定運転特例小口資金を利用している場合は、その残高と合わせて1,200万円以内

◆信用保証料

全額補助

◆返済期間

7年以内

(据置1年以内含む)

◆利率

貸付から3年間**0.00%**

貸付から3年経過後**0.48%** (年利)

(経営安定運転小口資金は年利0.43%)

お問い合わせ先

杉並区産業振興センター
就労・経営支援係 (商工相談担当)
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1
Daiwa荻窪タワー2階
TEL 03-5347-9182 FAX 03-3392-7052



ご利用いただける方

以下の①～⑥の要件をすべて満たしている中小企業者で、**新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同期若しくは前々年同期と比較して減少している方、又は、最近1か月の売上高が、最近1か月を含む最近3か月～6か月間の平均売上高と比較して減少している方**

- ① 杉並区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を1年以上有する方
- ② 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ③ 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人都民税）を滞納していない方
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- ⑤ 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- ⑥ 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

【経営安定運転特例小口資金は以下⑦・⑧の要件も必要になります】

- ⑦ 従業員数が20人（卸売業・小売業またはサービス業（注）は5人）以下であること
（注）宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- ⑧ 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

申込に必要な書類等

法人の方	個人の方
<p>提出書類</p> <ol style="list-style-type: none">① 融資あっせん申込書（法人用） （第1号様式（乙））② 法人税確定申告書と決算書（コピー）③ 資金種類該当届 月別売上高が確認できる資料 （残高試算表や売上元帳等）④ 営業許可証・開設届・資格取得証等（コピー） ※許認可や資格が必要な業種のみ⑤ 同意書	<p>提出書類</p> <ol style="list-style-type: none">① 融資あっせん申込書（個人用） （第1号様式（甲））② 所得税確定申告書と決算書（コピー）③ 資金種類該当届 月別売上高が確認できる資料 （残高試算表や売上元帳等）④ 営業許可証・開設届・資格取得証等（コピー） ※許認可や資格が必要な業種のみ⑤ 同意書
<p>確認書類（申込時に確認後、お返しします）</p> <ol style="list-style-type: none">⑥ 法人実印の印鑑証明書⑦ 履歴事項全部証明書⑧ 代表者の住民税の納税証明書⑨ 法人事業税・法人都民税の納税証明書	<p>確認書類（申込時に確認後、お返しします）</p> <ol style="list-style-type: none">⑥ 事業主実印の印鑑証明書⑦ 事業主の住民税の納税証明書⑧ 個人事業税の納税証明書
<p>持参するもの</p> <ol style="list-style-type: none">⑩ 印鑑（実印）	<p>持参するもの</p> <ol style="list-style-type: none">⑨ 印鑑（実印）

信用保証料補助について

事業者の資金調達負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策特例資金に係る信用保証料を全額補助します。

信用保証料をお支払いいただいた後に、区より申請書をご郵送しますのでお手続きください。

なお、繰上償還等により信用保証協会から保証料の返戻があった場合は、返戻された全額を区に返還していただきます。